

## 第5章 計画の推進

## 第5章 計画の推進

### 市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政の協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、市民、地域、事業者等、社会福祉協議会、行政がそれぞれの立場で知恵を出し合い、協力して取り組むことが重要です。

様々な地域の課題を共有し、一緒に検討して解決方法を見つけ、共に行動をすることで、誰でも安心して暮らせるまちを目指します。

#### <市民>

地域福祉を進めていくためには、お互いに支え合う意識を広めたり、福祉の心を育む教育に加えて、地域福祉を支える人材の確保が必要です。

そのため、市民一人ひとりが地域福祉への理解を深め、自らが地域を構成する一員として、身近なところで何ができるのかを考え、協力して行動することが大切です。

#### <地域>

住んでいる地域が、より活気つき、みんなが交流し助け合えるようになることが、地域福祉の推進に欠かせないことです。

それぞれの地域には、民生委員児童委員や町内会・自治会、商店街などの団体やサークル、サロンなどが、地域のために様々な活動を行っています。

しかし、高齢化や担い手不足など、現状と将来は厳しいものとなっている地域が多くあります。このため、それぞれの活動団体・サークル等がお互いを理解し、連携・協力して地域福祉の推進を図っていくことが重要です。

#### <事業者等>

事業者等は、それぞれ専門性・機能性などを有しており、地域の一員として、住民との交流・支援などの役割が期待されます。

地域の拠点づくりなどを通じて、社会福祉法人やNPO法人、サービス事業者、医療機関、企業等が持つ社会資源（建物・人・24時間等）を活用して、町内会・自治会やボランティア団体等と連携して福祉活動の推進を図ることが重要です。

## 第5章 計画の推進

### ＜社会福祉協議会＞

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として法で位置付けられています。

また、民生委員児童委員、老人クラブ、介護サービス事業者、ボランティア等の事務局を担うとともに、様々な地域福祉関連事業を展開しており、計画の着実な推進に欠かせない存在であり、関係機関同士の橋渡しや連携、情報共有化の取り組みなど地域福祉の中心としての活躍が期待されます。

### ＜行政（市）＞

市は、本計画に掲げる施策を総合的に推進・実施することに努めます。

市内のどの地域に住んでも、それぞれの地域特性や生活環境に応じて、安心・安全に暮らすことができるまちづくりを進めます。

そのためには、市民、地域、事業者等、室蘭社協と十分に連携を図るとともに、より利用しやすく効果的な行政サービスの提供・周知を行い、地域福祉の推進に努めます。